破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５号
栃木県栃木市新井町406番地
破産者　中野　清司
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３４号
栃木県小山市神鳥谷１丁目９番５号　モンシャトー小山303号
破産者　江坂　　博
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３５号
栃木県小山市神鳥谷１丁目９番５号　モンシャトー小山303号
破産者　江坂美枝子
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市食満１丁目７番１―901号、前住所兵庫県尼崎市武庫の里２丁目22番26号
破産者　西山次郎こと　趙　　徳濟
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３８号
兵庫県西宮市東町１丁目13番５―708号
破産者　日比野伸史
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７１号
北海道江別市大麻宮町４番地　８号棟402号室
破産者　佐々木孝男
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３６号
埼玉県川口市並木４丁目１番15号　コーポシンエイ301号、破産手続開始決定時の住所埼玉県蕨市北町２丁目10番19号
破産者　戸塚　久雄
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
埼玉県蕨市北町１丁目23番28号　ルームワンＥ―４ｃ
破産者　杉山　博文
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目５番21号、旧住所埼玉県朝霞市膝折町４丁目４番６号
破産者　石川　　隆
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
埼玉県川口市八幡木２丁目10番地の２ニューコータス第一101号
破産者　佐藤　由紀
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
埼玉県川口市戸塚境町19番23号
破産者　志村　直幸（旧姓清水）
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
神奈川県秦野市南矢名1130番地の90、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市南矢名1728番地の５
破産者　八木　　務
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５０号
神奈川県秦野市南矢名1130番地の90、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市南矢名1728番地の５
破産者　八木　和子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７４号
長野市大字鶴賀1056番地１　ピュア37・203号
破産者　山田　一樹
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７０５号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目10番21号　クオリティ俊徳201号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市横沼町２丁目２番16号
破産者　吉本秀子こと林夏子こと　林　　秀子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７８号
大阪市此花区春日出南２丁目９番65号
破産者　川野　弘人
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０２号
大阪市西区本田１丁目11番24号　ヤタニハイツ503
破産者　濵　　惠子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９７号
大阪府豊中市岡町２番27号
破産者　松本　惠子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部